

大崎病総第 1 3 1 8 号  
令和 7 年 4 月 1 日

事業者各位

大崎市民病院長

### 院内会議室等使用届について

当院では院内において外部企業が製品説明会・勉強会・研修会等を開催する場合（当院からの依頼によるものを除く。）は全て所定の手続が必要です。

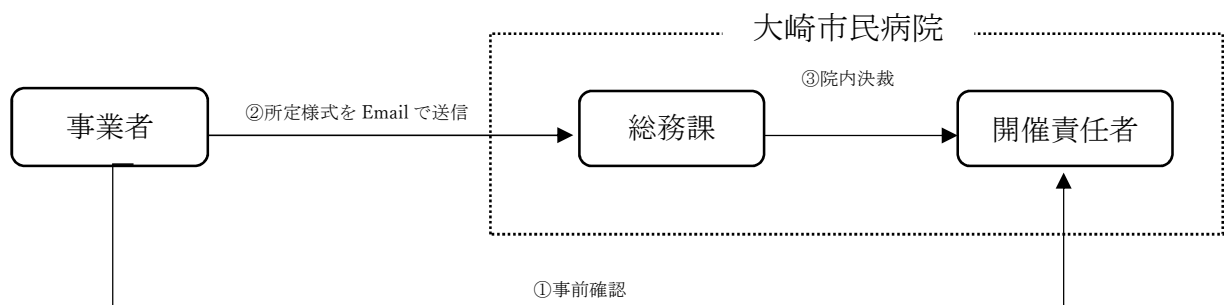
開催を希望する場合は、開催日の 1 週間前までに総務課宛てに E メールで院内会議室等使用届（所定様式）を添付し送信してください。なお、開催案内の PDF ファイルがあれば添付してください。

開催に当たっては、届出書中の開催責任者（診療科長等）の同意を必ず得てください。

開催場所となる会議室などの施設予約等については、当院の開催責任者と相談してください。

不明な点等がある場合は担当から連絡しますが、基本的に当院から連絡することはありません。

### 〔届出の流れ〕



担当：大崎市民病院  
経営管理部総務課  
電話：0229-23-3311（代）  
Email：soumu-och@h-osaki.jp